

一般法人保存原本

定 款

一般社団法人 信州ウェルネスツーリズム研究所

平成27年	7月27日	設 立 総 会
平成27年	月 日	法 人 登 記(成立)
平成	年 月 日	
平成	年 月 日	
平成	年 月 日	



一般社団法人 信州ウェルネスツーリズム研究所 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人信州ウェルネスツーリズム研究所と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を長野県上水内郡信濃町大字野尻29番地の1に置く。

2 当法人は理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は健康・医療・観光分野を融合させるべく、リゾートに関する調査、研究、プログラムの企画・運営に関する事業及びリゾートに関係する人材育成を行うことを目的とする。

第4条 当法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 健康・医療・観光分野の融合に関する調査及び研究
- (2) 旅行業法に基づく旅行業
- (3) 健康・医療・観光分野の融合に関するプログラムの企画及び運営
- (4) 特産品の開発及び販売
- (5) 健康保養環境に関する講習会・セミナー・シンポジウム等の開催及び運営
- (6) リゾートに関係する人材の育成
- (7) ウェルネスツーリズムの確立と展開
- (8) 前各号に掲げる事業に附帯または関連する事業

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第3章 社員

(入社)

第6条 当法人の目的に賛同し、入社申し込みをした者を社員とする。

- 2 社員となるには、当法人所定の様式による申し込みをし、理事会の承認を得るものとする。



(経費等の負担)

- 第7条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。
- 2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退社)

- 第8条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に退社届を提出することを要する。

(除名)

- 第9条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人に反する行為をし、又は社員としての義務に反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

- 第10条 社員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。
- (1) 退社したとき。
 - (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
 - (3) 死亡し、若しくは失踪宣告をうけ、又は解散したとき。
 - (4) 2年以上会費を滞納したとき。
 - (5) 除名されたとき。
 - (6) 総社員の同意があったとき。

(社員名簿)

- 第11条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第4章 社員総会

(構成)

- 第12条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

- 第13条 社員総会は次の事項について決議する。
- (1) 社員の除名
 - (2) 理事及び監事の選任又は解任
 - (3) 理事及び監事の報酬等の額

- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの付属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。定時社員総会は、毎事業年度の終了後2か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 社員総会を招集するには、理事長は、社員総会の日々の2週間前までに、社員に対して必要事項を記載した書面をもって通知する。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個の議決権を有する。

(決議)

- 第18条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 一般法人法第49条第2項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数を持って行う。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成し、議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第5章 役員

(役員)

第20条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上5名以内
 - (2) 監事1名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事長は理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告書を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事若しくは監事がかけた場合又は第20条第1項で定める理事、若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の議決によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合には、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数を持って行わなければならない。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(取引の制限)

第27条 理事は次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第28条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会はこの定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(召集)

第30条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長が欠けた時又は理事長に事故がある時は、各理事が理事会を招集する。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、召集の手続きを経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第31条 理事会の議長は、理事長とする。

(決議)

第32条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第33条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第35条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則でさだめる。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第36条 当法人の事業年度は毎年4月1日から(翌年)3月31日までとする。

(事業報告及び決算)

第37条 当法人の事業計画及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書



1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20

平成 27 年 第 44 号

一般社団法人信州ウェルネスツーリズム研究所

上記一般社団法人設立時社員鈴木常春、同上村典芳、
同佐藤洋一の代理人兼設立時社員松木健一は、本職の
面前に本定款を提出し、自己及び被代理人は各自この
定款に設立時社員として記名捺印したことを自認する
旨陳述した。

上記認証する。

平成 27 年 8 月 10 日

長野市大字南長野妻科 437 番地 7 長野法律ビル

長野地方法務局所属

公証人

手取川信行

